

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会
土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（第9回）（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成20年9月2日（火）14：00～17：00

場 所：農林水産省特別第二会議室

2 出席者（敬称略）

委 員：安藤正典、井上 達、上路雅子、亀若 誠、国見裕久、五箇公一、白石寛明、
竹内妙子、中杉修身、中野璋代、中村幸二、根岸寛光、花井正博、眞柄泰基、
牧野孝宏、本山直樹、森田昌敏、矢野洋子、山本廣基、渡部徳子

3 会議の概要

(1) 特定防除資材（特定農薬）の指定に係る今後の進め方等について

前回の合同会合において了承された特定防除資材としての指定が保留されている資材（保留資材）の整理方針に従い、事務局が具体的な保留資材毎の区分（案）を作成し、国民から意見・情報提供を求めた結果について、審議をおこなった。その結果、33資材について、保留資材として引き続き特定防除資材としての指定の可否について検討を行う物質とすることで委員から了承された。

なお、委員から、区分（案）について一部の資材は整理が不十分であるとの指摘があり、事務局において再度整理を行うこととした。

事務局から、今回の整理により保留資材からはずれる資材について、使用現場での混乱が生じないように半年程度の周知期間を設けた後に保留資材からはずす方針である旨説明があり、了承された。

(2) その他

ア 特定防除資材の指定に向けた具体的な資材の検討について

事務局から、継続審議となっている電解次亜塩素酸水について、これまでの合同会合における指摘事項に対する検討状況について説明がなされた。その結果、委員からは、以下の事項について指摘があった。

- ・ 作業安全の観点から電解次亜塩素酸水をハウス内で散布した際に生じる塩素の気中濃度の長時間実測データが必要。
- ・ 電解次亜塩素酸水の散布による施設の腐食について検討が必要。
- ・ 電解次亜塩素酸水を土壌に散布後のダイオキシン類の生成に関する試験について、同一地域に散布を長期間実施しても問題がないことが確認できる過酷試験が必要。

- ・ 電解次亜塩素酸水の生成装置は多様であり、また生成条件により違いが生じるため、条件を設定する等の検討が必要。

等の意見が出され、次回以降の合同会合で検討することとされた。

イ 特定防除資材として指定された天敵に関する特区申請について

事務局から、高知大学から土着天敵の増殖に関する特区申請について報告がなされた。今後、事務局は、特区申請者から提案された、当該天敵の増殖・配付方法について確認を行うこととした。

また、委員から、農薬登録されている天敵の中には本件特区申請で例示されている天敵と同種のものもあることから、特定防除資材との仕分けについて整理する必要がある意見が出された。

(3) その他

事務局から、今回は、個別資材について審議を行うこととし、11 月頃に開催する予定である旨説明があった。

(以上)